

広島市立古田中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 (名称・目的)

本会は、広島市立古田中学校PTAといい、事務局を古田中学校内に置く。
本会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭および地域社会における教育に関する理解を深め、生徒の心身ともに健全な育成を図ることを目的とする。

第2条 (活動)

本会は、第1条の目的を達成するために全員参加型(年1回PTA事業に参加)とし、次の活動を行う。

- 1 教育の援助、教育環境の整備を図る。
- 2 保護者教職員相互の研修と親睦を図る。
- 3 生徒の福利厚生を増進を図る。
- 4 学校と家庭および地域の緊密な連携を図る。
- 5 その他目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

第3条 (会員)

本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 古田中学校に在学している生徒の保護者
- 2 古田中学校に勤務している教職員

第3章 役員・委員

第4条 (役員・委員)

本会に次の役員および委員を置く。

- | | | | | | |
|---------|----|--------|-----|--------|-----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 若干名 | 3 事務局長 | 1名 |
| 4 事務局次長 | 1名 | 5 庶務 | 若干名 | 6 会計 | 2名 |
| 7 監査 | 2名 | 8 常任顧問 | 1名 | 9 顧問 | 若干名 |
- 10 地区委員は5地区、各学年2名(生徒数が少ない地区については人数を考慮)
11 学級委員は、各学級3名(代表1名、副代表2名)
12 広報委員 13 実行委員 14 特別委員

第5条 (任務)

前条の役員および委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
また各委員会を担当する。

- 3 事務局長は、本会の事務を総括する。事務局次長は、これを補佐する。
- 4 庶務は、文書の作成ならびに配布、会議の議事ならびに重要事項の記録、書類の保管および会長の指示する庶務を行う。
- 5 会計は、本会の会計事務を行う。
- 6 監査は、本会の業務、会計の収支等を監査する。
- 7 基準服、教材等の購入について、業者及び価格の公明性を図るため協議する。(メンバーは校長及び教職員若干名、会長及び本部役員若干名とする)
- 8 学級委員は、学級および学年の活動の推進をはかり、学級や学年の運営ならびに連絡調整を行う。
- 9 広報委員は、広報紙(翔鳩)を作成、発行する。
- 10 常任顧問および顧問は、本会の運営について助言する。
- 11 地区委員は、地区懇談会を開催するとともに、学区内での生徒の健全育成ならびに安全対策の推進を図る。
- 12 実行委員、特別委員は委員会活動の推進にあたる。

第6条 (役員および委員選出の方法および任期)

役員および委員の選出方法は、次のとおりとする。

- 1 会長および監査は、常任委員会で推薦し総会にて承認を得る。
- 2 副会長、庶務および会計は、会長が委嘱する。
- 3 会員は、1つ以上の委員会に所属するものとする。
- 4 学級委員は各学級から最低3名を選出する。
各学年の中から委員長1名、副委員長1名を選出する。
- 5 広報委員は各学級から1名を選出する。委員の中から委員長1名、副委員長1名選出する。
- 6 地区委員は、古江、高須、田方1丁目、田方2・3丁目および古田台1・2丁目、山田地区を基本に各学年2名を選出する。
各地区の委員から地区代表1名を選出する。地区代表の中から委員長1名を選出し、他の地区代表4名を副委員長とする。但し本校生徒数が少ない地区については人数を考慮する。
- 7 学級委員、広報委員および地区委員以外の会員は各実行委員会に所属する。実行委員会においてはその代表を決める。
- 8 常任顧問は、校長が就任する。事務局長は、教頭が就任する。事務局次長は、主幹教諭が就任する。
- 9 顧問は、会長が推薦し、常任委員会において、承認する。
- 10 特別委員は、会長が委嘱し、委員長1名を任命し常任委員会において承認する。
- 11 役員および委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者は、前任者の残任期間とする。任期満了後も次期役員および委員が選出されるまでは、その任務を行うものとする。

第4章 会 議

第7条 (総会、委員会)

本会は、次の会議をもつ。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 総会 | 2 常任委員会 | 3 本部役員会 | 4 学年委員会 |
| 5 広報委員会 | 6 地区委員会 | 7 実行委員会 | 8 特別委員会 |

第8条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関とする。

- 2 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 3 定期総会は、年度始めに会長がこれを招集し、次の議事を行う。
 - (1) 前年度の事業ならびに決算報告とその承認
 - (2) 本年度の活動計画ならびに予算案の承認
 - (3) 本会規約の改廃
 - (4) 会長、監査の承認
 - (5) その他必要なこと
- 4 臨時総会は、会長および常任委員会が必要と認めるとき、または、会員の三分一以上の要求があったときは、会長がこれを招集する。

第9条 (常任委員会)

常任委員会は、会長、副会長、各学年委員長(副委員長)、広報委員長(副委員長)、地区委員長(副委員長)、庶務、会計、常任顧問、事務局長、事務局次長および各学年主任、生徒指導主事、教務主任をもって構成される。

監査は、オブザーバーとして出席することができる。

実行委員長、特別委員長は、必要に応じて出席することができる。

- 2 常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、次のことについて審議、調整する。
 - (1) 本会の運営に関すること
 - (2) 総会より委任されたこと
 - (3) 学年委員会、広報委員会、地区委員会、実行委員会、特別委員会の活動に関すること
 - (4) 総会に提出すること
 - (5) 緊急を要すること
 - (6) その他会務執行上必要なこと

第10条 (本部役員会)

本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計、常任顧問、事務局長、事務局次長をもって構成される。

- 2 本部役員会は、必要に応じて会長が招集し、次のことについて審議、調整する。
 - (1) 学年委員会、広報委員会、地区委員会、実行委員会、特別委員会の活動に関すること
 - (2) 常任委員会、各委員会に提案すること
 - (3) 緊急を要すること
 - (4) その他会務執行上必要なこと

第11条 (学年委員会)

学年委員会は、各学級委員および教職員をもって構成される。

- 2 学年委員会は、学年、学級運営のための提案、各学年の活動の推進を行う。
- 3 全学年委員会は、必要に応じてもうける。
- 4 学級活動においては、全員参加の取り組みを行う。

第12条（広報委員会）

広報委員会は、各学級の広報委員および教職員をもって構成される。

2 広報委員会は、広報誌（翔鳩）を作成、発行する。

第13条（地区委員会）

地区委員会は、各地区委員および教職員をもって構成される。

2 地区委員会は、地域と協力し地区懇談会を開催し、地区内での生徒の指導、健全育成および安全指導の推進を行う。

第14条（実行委員会）

実行委員会は、学校行事、PTA活動を円滑に推進するために会長が常任委員会に提案設立し、各々の実行委員会において企画運営する。解散においては常任委員会にて検討し、会長のもとに解散する。

第15条（特別委員会）

特別委員会は、特別に必要なあるとき、常任委員会に提案設立し、会長から諮問されたことについて審議、調査のうえ推進する。

第16条（会議の定足数、可決）

総会は、全会員の二分の一以上（委任状を含む）の出席で成立し、その他の会議は、委員の二分の一以上の出席で成立する。

2 会議は、出席者の過半数で決定する。ただし賛否同数のときは会長が決定する。

第5章 会 計

第17条（経費）

本会は、その経費を会費、その他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、総会において決定する。新年度の会費を決定するまでは、前年度の会費（月額）を徴収し、決定後徴収月額を調整する。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第6章 慶弔ならびに表彰

第19条

本会の慶弔ならびに表彰に関する規程は、別に定める「広島市立古田中学校 PTA 慶弔表彰規程」による。

第7章 雑 則

第20条（実施細則）

本会則の実施に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

本会則は、平成13年4月22日から施行する。

平成15年4月25日一部改正

平成15年12月20日一部改正

平成16年4月28日一部改正

平成17年4月25日一部改正

平成20年4月25日一部改正

平成21年5月 1日一部改正